

学校危機管理計画

危機管理の手引き

令和6年4月 12版

東京都立八丈高等学校全日制課程・定時制課程
東京都立青鳥特別支援学校八丈分教室

目 次

第1部 総則	P 0 2～0 4
1 八丈高校及び青鳥特別支援学校八丈分教室 危機管理委員会	
2 八丈高校及び都立青鳥特別支援学校八丈分教室における危機管理計画の基本方針	
3 危機管理の目的	
4 危機管理のプロセス（事前対応と評価・改善）	
5 危機発生時の対応	
第2部 危機管理マニュアル	P 0 5～3 7
災害発生に対する避難から避難所開設までの基本的な考え方	
1 災害	P 0 5～1 4
1. 火災 2. 地震 3. 津波・高潮 4. 火山噴火 5. 台風 6. Jアラート警報	
2 事件・事故	P 1 5～2 3
1. 校内の事故 2. 不審者侵入 3. 交通事故 4. 生徒の問題行動 5. 生徒の行方不明	
3 疾病等	P 2 4～3 0
1. 感染症 2. 食中毒 3. 食物アレルギー 4. 熱中症	
4 個人情報等の保護と管理について	P 3 1
5 避難所としての学校運営	P 3 2～3 7
6 その他	P 3 7
第3部 緊急連絡時の要点・緊急連絡先一覧 火元責任者 整列隊形	P 3 8～4 2
1 緊急連絡時の要点	P 3 8
2 緊急連絡先一覧	P 3 8
3 火元責任者（全日制課程）	P 3 9
（定時制課程）	P 4 0
（青鳥特別支援学校八丈分教室）	P 4 1
4 避難時の整列隊形（全日制課程及び青鳥分教室活動時）	P 4 1～4 2
（定時制課程活動時）	P 4 2
第4部 八丈町防災情報	
1. 八丈町津波防災マップ 2. 八丈町土砂災害ハザードマップ	P 4 3～4 4
参考資料	P 4 5

第1部 総則

昨今の学校現場では、様々な危機への対応策があらかじめ研究され、実際に危機が発生した場合に的確かつ迅速な対応ができることが求められている。そのため危機に際して各教職員が対応する際の指針となるよう、危機ごとに基本的な対応の手順をまとめた。また、それに従って、さまざまな危機を想定した訓練を実施し、われわれ教職員及び生徒の危機管理意識を啓発することが必要である。

1 八丈高校及び青鳥特別支援学校八丈分教室 危機管理委員会

(1) 構成

- ・校長を委員長として副校長、青鳥特別支援学校八丈分教室副校長、主幹教諭、各班長
- ・委員長が必要と認めた時に招集

(2) 役割

- 1 学校危機管理計画の作成・更新
- 2 災害時行動マニュアルの作成・更新
- 3 発災時の指揮・運営
- 4 平常時における防災対策
- 5 防災関係機関との連絡調整

2 八丈高校及び青鳥特別支援学校八丈分教室における危機管理計画の基本方針

- (1) 震度6弱以上の地震発生時など、緊急事態が生じた場合、島内にいる八丈高校及び青鳥特別支援学校分教室教員は自らとその家族や地域住民の安全を確保した後、できるだけ速やかに八丈高校及び青鳥特別支援学校八丈分教室に参集する。参集できない場合は地域活動に参加する。
- (2) 学校に関わるあらゆる情報を「X(旧Twitter)」、「電話」、「ホームページ」、「Teams」、「classi」、「マチコミメール」を通じて伝達・集約する。
- (3) 集約された情報から、本部が方針決定した指示を、副校長より周知する。
- (4) 上記を円滑に実行するために、教職員から管理職への緊急連絡は、副校長へ連絡する。
- (5) 校長の指示のもと、生徒の安全確認・確保に努め、必要に応じて地域住民の避難・救出活動に協力する。その際は教職員が一体となって組織的に対応する。
- (6) 教職員は個々の判断による対応をせず、学校として組織的な対応を取る。
- (7) 校長は夜間・休日の発災に備えて、PTA・学校運営連絡協議会、地域の防災市民組織又は自治会等と協議し、地域緊急連絡委員を選出する。地域緊急連絡委員は、発災時にはいち早く学校に駆けつけて、学校危機管理担当者と共に都立学校の初期危機管理活動を支援し、避難住民を校庭に集合させる。また、学校教職員・町職員に協力して、情報収集及び緊急連絡等に当たる。

※地域緊急連絡委員は校長・経営企画室長・副校長・主幹教諭から選出される。

(8) 全教職員は、避難時は以下に記載されている班で行動・点呼を行う。各班には、班長（責任者）を置き、班長の代理者も定めておく。また、担当班の役割を終了した場合は、他の班の応援にあたる。なお、避難時の隊形はp 41を参照すること。

※全教職員は毎年4月に非常時に持ち出すものを管理しておく。

※以降、以下のものを「非常持ち出し書類等」とする。 AED設置場所：職員玄関前、体育館前

班名	担当分掌	班長	班員	非常時に持ち出すもの	避難所運営上必要なもの
救護班	進路・講師	加藤慶	杉山・荒井え・梅澤・荒木・永井・菊池・中込・浅野・無量井・加藤太	セルフケアセット、AED	マスク
救護班(定)	定時制	富永	佐藤美波・増田・鈴田・石橋・荒井岳・宮川・田中陸		
警戒班	生活・SC・部活動指導員	前川	佐藤佑・阿由葉・薄井・牧野・西岡・前田・ライアン・ジョーディー・竹花・大賀・笹本・菊池・渡邊・大澤・千葉・小栗・大沢	学校危機管理マニュアル、懐中電灯	トランシーバー
非常搬出班	教務・アシスタント	田崎	高橋・南部・大西・小林・伊藤・佐藤昌・相馬・神部・萩原	指導要録	筆記用具
通報班	経営企画室	小坂井	真田・田中・石田・嶋・帆足	公印、卒業生名簿	避難者名簿用紙、近隣マップ、校内地図、立入禁止の看板、学校施設・設備等点検リスト、マジック、ガムテープ、白紙の紙、備蓄関係の資料(食料・水・毛布)
初期消火班	経営企画室・技能	小出	金子・佐藤誠・野坂		
避難誘導班	担任	佐藤一	高萩・遠藤・櫻井・木村英・兼子・石橋恭・野田・松本	出席簿、緊急連絡先カード	
避難誘導班(青鳥)	分教室	大沼	上村・佐藤美香・山賀・島田・向山・深水		
本部	管理職	東	新田・中三川・岩崎	耐火金庫等の鍵、マスターキー、TAIMS端末、その他重要書類	

(9) 職員研修連絡会で「安全教育」の研修を行う。安全教育は、「生活安全」、「交通安全」、「災害安全」から構成される。「災害安全」は年1回研修を行う。

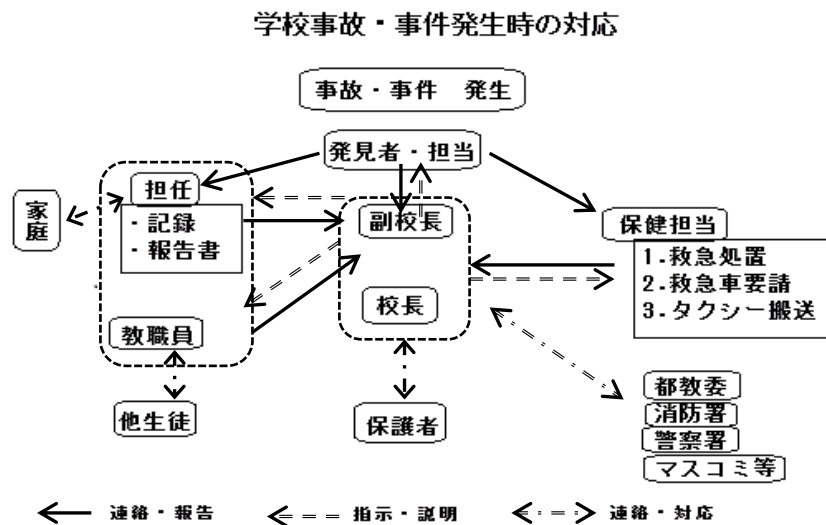
3 危機管理の目的

- (1) 生徒と教職員の生命を守ること。(安全管理責任)
- (2) 島民の生命を守ること。(緊急避難所としての役割)
- (3) 保護者や島民からの信用・信頼を守ること。

4 危機管理のプロセス (事前対応と評価・改善)

- (1) 危機の予見 (危機管理研修等から訓練された予知・予測)
- (2) 未然に防止するための取組 (防災訓練・セーフティ教室・教職員研修・施設点検等)
- (3) 危機発生時の対応 (マニュアルに従った組織的な行動)
- (4) 対応の評価と再発防止に向けた取組 (各種訓練からの内容見直し含む)

5 危機発生時の対応



※管理職不在時の判断順位：主幹教諭⇒主任教諭⇒教諭

※保健担当または管理職が不在時、緊急時等は、発見者・救護班がその職務を兼ねる。保健担当は災害時AEDを避難場所に持参する。

※マスコミ等外部機関への対応は副校長が行う。(窓口の一本化)

※図はモデルケースであり、必要に応じて全員で臨機応変に対応する。

※八丈高校・青鳥特別支援学校八丈分教室における事件・事故発生時は、必要に応じて両校の教職員が連携して対応に当たる。

第2部 危機管理マニュアル

災害発生に対する避難から避難所開設までの基本的な考え方

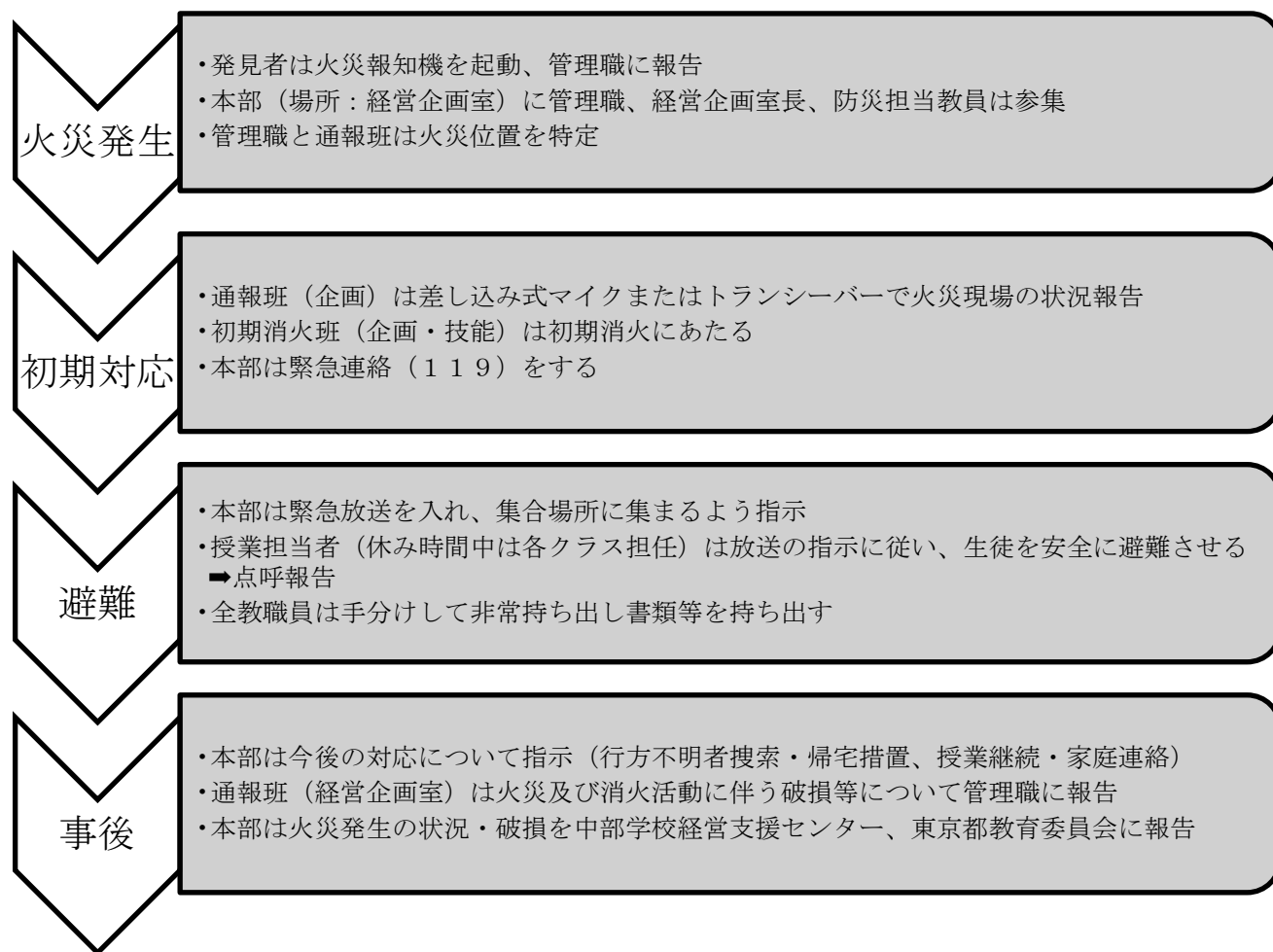
1 災害

(1) 火災発生時の対応

ア 火災発生からの流れ

(全日制課程、青鳥特別支援学校八丈分教室)

フローチャート



① 火災の発見者は、火災報知機により火災発生を周知するとともに管理職に報告する。

② 本部（場所：経営企画室）に管理職、経営企画室長、防災担当教員は参集する。

※本部への参集の呼びかけはせず、自発的に集まることとする。

※防災担当教員が授業中の場合、生徒の避難誘導を優先する。

③ 管理職と通報班（経営企画室）は報知器操作盤により出火場所の確認をする。

連絡用差し込み式マイク（*）

（経営企画室にある）

④ 初期消火班（経営企画室・技能）は**連絡用差し込み式マイク（*）**を火災現場に携行または近くのトランシーバーで、現場の状況を本部に連絡する。自衛消防活動が可能であれば、消火活動を行う。

※装置へのいたずらや誤作動により発報した場合は、火災発生の事実がないことを確認した上で、緊急放送で全校生徒にその旨を伝える。



- ⑤ 本部は緊急通報（119）に火災発生を通報し、緊急出動を要請する。
- ⑥ 本部は直ちに緊急放送を入れ、全教職員と生徒へ集合場所への避難と非常持ち出し書類等の持ち出しを命じる。（出火場所・避難経路を明確に指示する）。なお、集合場所は第1避難地：グラウンド、第2避難地：大賀郷園地、第3避難地：ビジターセンター駐車場である。
- ⑦ 授業担当者（休み時間中の場合は各クラス担任）は直ちに放送の指示に従い生徒を安全に避難させる。その際、各フロアに設置されているトランシーバーを近くの教員が持ち出し避難する。
- ⑧ 全教職員と生徒はp 36の整列隊形に並び、班ごとに人員の点呼及び本部への報告を行う。
※行方不明者がいる場合は、捜索隊を組織し、トランシーバーを用いて探し出す（捜索隊の編成は管理職がその場で即時行う）。
※二次災害を防ぐため、燃えている状況では探し出すことはせず、その状況を消防へ伝える。
※負傷者が出た場合は、救護班はAED等を用いて養護教諭とともに応急処置を行う。
- ⑨ 本部は、消防隊員への状況説明・情報交換を行う。
- ⑩ 本部は、今後の対応（帰宅措置、授業継続）について指示を出す。
- ・家庭へ避難場所・安否情報を知らせる。（メールや伝言ダイヤル）全日制生徒を帰宅させる場合、自宅到着後に学校（2-1181）に連絡するよう指示する。また、今後の対応について「X（旧Twitter）」、「電話」、「ホームページ」、「Teams」、「classi」、「マチコミメール」等を用いて情報発信することを伝える。
 - ・青鳥特別支援学校八丈分教室生徒を帰宅させる場合、保護者へ迎車してもらうように連絡する。
 - ・授業継続の場合、授業場所に戻り残りの授業を行う。管理職は授業終了後、生徒への状況説明を行う。
- ⑪ 通報班（経営企画室）は、火災及び消火活動に伴う破損等について、管理職に報告する。また、管理職はそれをもとに被害の確認・消防への救急要請・東京都教育委員会等への報告を行う。
- ⑫ 本部は、火災発生の状況を中部学校経営支援センターに報告する。以後、時系列での事故報告書を作成のうえ、中部学校経営支援センターに提出する。

イ 火災発生からの流れ
(定時制課程)

定時制課程の時間帯(17:00～)に発生した災害への対応については、全定協力のもと全生徒の安全を確保する。

- ① 校内にいる生徒対応をしていない教職員は、本部(場所:経営企画室)に参集する。
- ② 生徒対応している教員は、生徒の安全を確保する。
- ③ 本部(場所:経営企画室)では、以下の手順で、教職員が手分けをして災害確認を行う。作業分担は、はじめに到着した教職員が以下の④、次の到着者が⑤、⑥のように順次対応する。管理職は到着次第、指揮対応に当たる。
- ④ 本部は、報知器操作盤により出火場所の確認をする。
- ⑤ 本部は、緊急放送を流す。(緊急放送のコメントの要領で生徒に対して指示をする。)
- ⑥ 本部は、懐中電灯と差し込み式マイクを持って出火場所へ急行する。
(複数で向かう。無理をしない。)
- ⑦ 本部は、消防本部へ連絡をする。【出火・建物倒壊時】
- ⑧ 本部は、テレビによる情報収集を行う。【地震】
- ⑨ 本部は、町役場総務課、八丈支庁、東京都教育庁への電話による情報収集を行う。【地震】
- ⑩ 本部は、避難経路を想定する。
- ⑪ 本部は、出火場所と経営企画室との間で、状況確認をする。
- ⑫ 本部は、避難経路を確定する。
- ⑬ 本部は、緊急放送を流す。(緊急放送のコメントの要領で避難経路等を知らせる。)
- ⑭ 本部は、誤報の時は消火栓ポンプを停止させる。(管理棟(陶芸棟側)、マスターキーは使用できない。)
- ⑮ 校内の生徒を避難場所へ移動させる。授業中は授業担当者、全日制の生徒は下記※の通り全日制教員が誘導する。
- ⑯ 集合場所(第1避難地:グラウンド、第2避難地:大賀郷園地、第3避難地:ビジターセンター駐車場)
- ⑰ 本部(管理職)に人員と被害の報告をする。(課程ごとに報告する)
- ⑱ 本部(管理職)は、被害の確認・消防への救急要請・東京都教育委員会等への報告を行う。
- ⑲ 生徒には家庭へ避難場所を知らせる。(メールや伝言ダイヤル)

※17時以降の全日制課程生徒への対応

全日制課程の教職員が、居残り生徒を避難場所へ移動させる。部活動は顧問、補講や居残り活動は担当の教職員が誘導する。

※ 全日制課程の生徒が17時以降に居残るのは、教員が届を出し、許可を受けた生徒のみで次の通り。

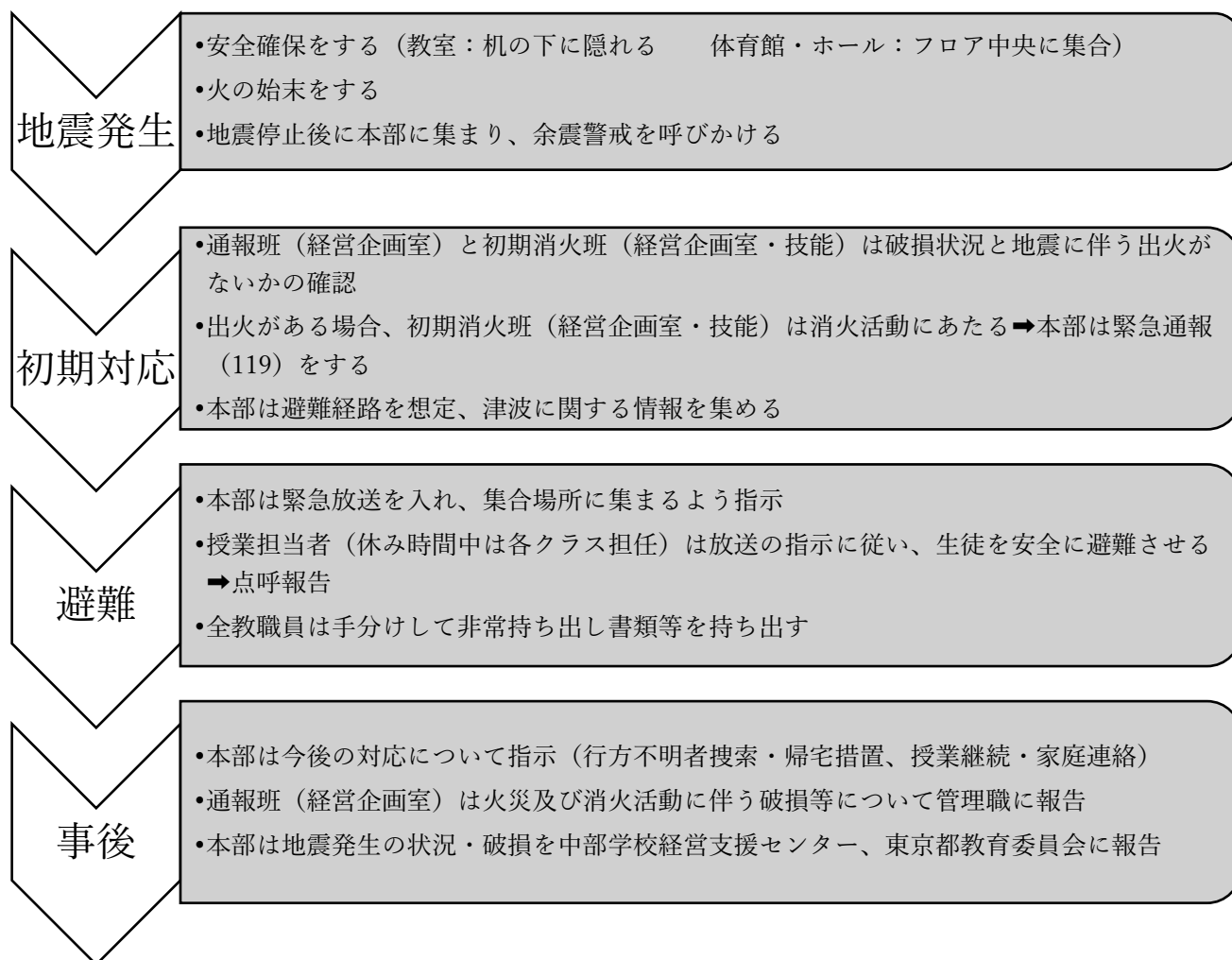
活動内容	場所	時間	担当
部活動	各所	18:00まで	顧問教諭
補講	各所	18:00まで	担当教科教諭
その他(行事前準備等)	各所	18:00まで	担当教諭

(2) 地震発生からの流れ

ア 地震発生からの流れ

(全日制課程、青島特別支援学校八丈分教室)

フローチャート



- ① あらかじめ気象庁から警報が出された場合は、東京都、八丈町等行政機関の指示に従う。
- ② 授業担当者（休み時間中の場合は近くにいる教員）は生徒に安全確保の指示を出すとともに、出口を確保する。
指示の内容は、教室では、机等の下に一時的に避難待機させ、机が動かないようしっかり押さえさせる。体育館・ホールでは、フロア中央に集合して頭部を守る姿勢を取らせ待機させる。屋外では、周りに倒れるものがある場合は離れ、身をかがめる姿勢を取らせ待機させる。
*施設・設備の違いによって、照明灯の落下をさけるため壁側に身を寄せる場合があるが、本校の体育館はすべてLED照明となったため、前述のとおりでよいと考えられる。
- ③ 地震停止後、直ちに火元の始末を行い、本部（場所：経営企画室）に管理職、経営企画室長、防災担当教員は本部に参集する。
- ④ 本部は余震に警戒することを伝えるとともに、歩行困難な負傷者がいるかどうかを、トランシーバーを用いて報告するよう伝える。負傷者がいる場合、救護班は本部からの指示を受け、現場に駆け付け、生徒の避難を第一優先で動くよう指示する。
※参集の呼びかけはせず、自発的に集まることとする。
※防災担当教員が授業中の場合、生徒の避難誘導を優先する。
- ⑤ 授業担当者（休み時間中は各クラス担任）は各クラスへ向かう。崩落等により各クラスへ向かうことが難しいと判断した場合、本部へその旨を報告する。
- ⑥ 本部は、通報班（経営企画室）に破損個所の確認を指示する。

- ⑦ 本部は、初期消火班（経営企画室・技能）に地震に伴う出火がないかの確認を指示する。
- ⑧ 火災が起きた場合、初期消火班（経営企画室・技能）は自衛消防活動が可能であれば、消火活動を行う。その際は、緊急通報（119）に火災発生を通報し、緊急出動を要請する。
- ⑨ 通報班（経営企画室）・初期消火班（経営企画室・技能）からの連絡を受けたら、本部は避難経路を想定し、第1避難場所のグラウンドへ避難指示を出すとともに、消防への救急要請・東京都教育委員会への報告を行う。（避難指示は崩落場所等の情報も流す。）なお、集合場所は第1避難地：グラウンド、第2避難地：大賀郷園地、第3避難地：ビジターセンター駐車場である。
- ⑩ 本部は津波に関する情報を集める。（津波警報・大津波警報が発令された場合は『3 津波・高潮の対応』に従って行動する。）
- ⑪ 以降の対応は火災時⑦以降に準ずる。

イ 地震が発生してからの流れ

（定時制課程）

（火災発生時と同様）

ウ 大地震により建物が被災した場合

避難所を開設する際、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、早期に経営企画室が被害状況を調査し、経営企画室長と校長が協議の上、建物を使用できるかどうかを応急的に判断する。もし、判断が不可能な場合、中部学校経営支援センターに判断を依頼する。

エ 勤務時間外に発生した場合の対応

校長が必要と認めた場合、防災担当教員を参集させることができる。

震度6弱以上の地震が発生した場合、全教職員が学校に参集する。（避難所開設のため、p 32の『V 避難所としての学校運営』を参照）

(3) 津波・高潮発生時の対応

津波・高潮発生からの流れ

(全日制課程、定時制課程、青鳥特別支援学校八丈分教室)

フローチャート

情報収集

気象庁から津波警報が出された場合は、東京都・八丈町等行政機関の指示に従う。

突発的な地震により、津波の発生が予想される場合は、火災・地震と同様に経営企画室を本部とし、緊急対応の体制を取る。



避難誘導について

全日制・青鳥特別支援学校八丈分教室：ビジターセンター駐車場

定時制：本校3階 CALL 教室

上記を避難場所とする。

津波の危険がなくなるまで、屋内の場合は窓やドアを閉め待機する。津波の危険がなくなり次第、教職員は避難経路の安全確認を行う。退避経路の安全が確保された後、生徒を誘導する。

本校は海拔57mの位置にある。気象庁から津波警報・大津波警報が発令された場合は、東京都・八丈町等行政機関の指示に従う。突発的な地震により、津波の発生が予想される場合は、火災・地震と同様に経営企画室を本部とし、管理職、経営企画室長、防災担当教職員は本部に参集し、緊急対応の体制をとる。

- ① 津波警報・大津波警報の場合、第3避難所：ビジターセンター駐車場（定時制課程は本校3階 CALL教室）を避難場所とし、すみやかに全員避難する。
- ② 屋内（CALL教室）の場合は津波の危険がなくなるまで、窓やドアを閉め待機する。津波の危険がなくなり次第、教職員は避難経路の安全確認を行う。退避経路の安全が確保された後、生徒を誘導する。
- ③ 以降の対応は火災時⑧以降に準ずる。

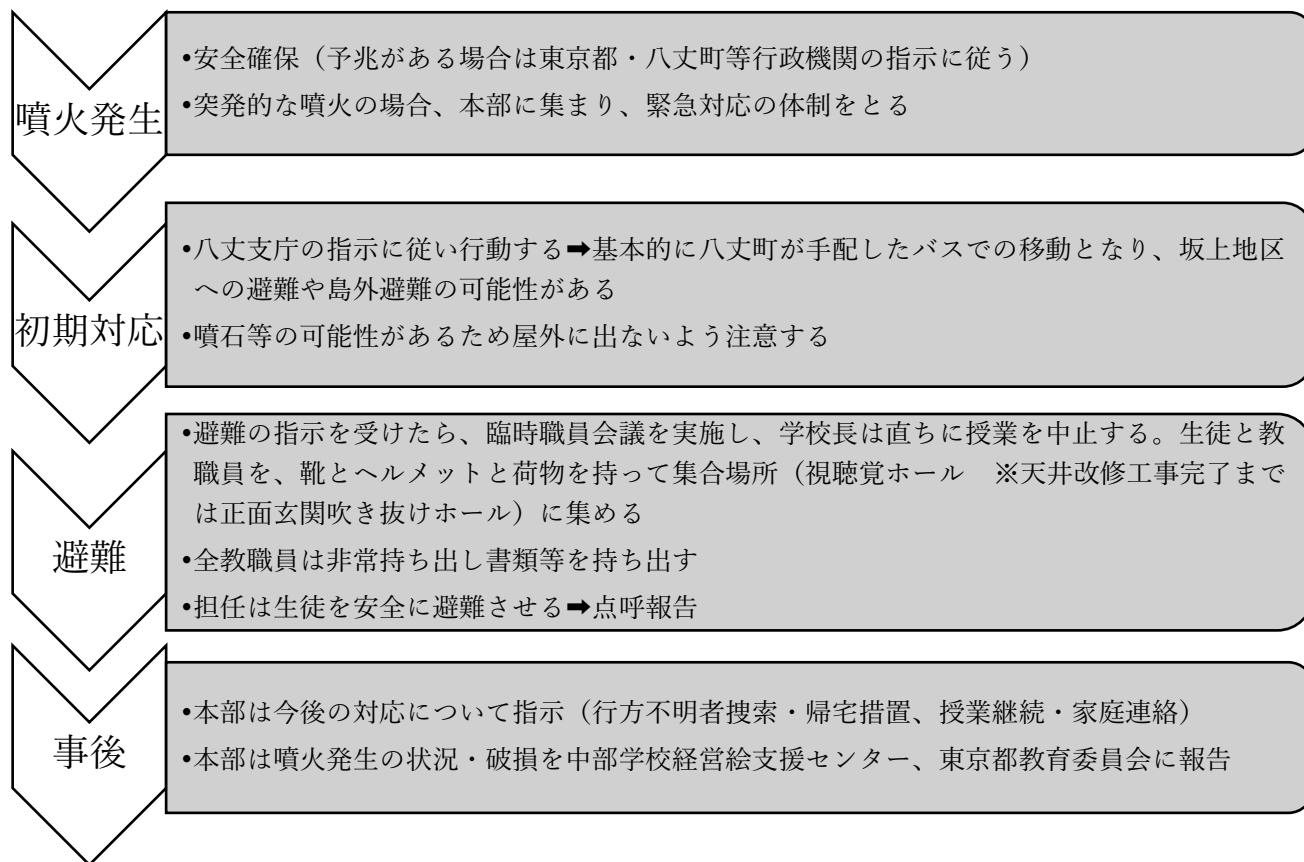
学校生活以外の時に津波が起きた場合、すみやかに高い場所に逃げることを生徒に日頃から意識させる。

(4) 火山噴火発生時の対応

ア 突発的な火山噴火が発生してからの流れ

(全日制課程、定時制課程、青鳥特別支援学校八丈分教室)

フローチャート



気象庁から警報が出された場合は、東京都・八丈町等行政機関の指示に従う。

噴火には予兆があり、避難までに時間的な余裕のある場合はしっかり身支度を整えさせて待機する。突発的な噴火の場合は、火災・地震と同様に経営企画室を本部とし、緊急対応の体制をとる。

正確な情報を入手し、管理職の判断・指示に基づき行動する。

- ① 八丈町から連絡を受けた八丈支庁から八丈高校に連絡がある。その指示に基づいて行動する。噴火場所や噴火警戒レベルによっては八丈高校が第1避難場所になることもある。(避難所になる場合、p32の『V 避難所としての学校運営』を参照)
- ② 避難するように連絡を受けたら、本部（場所：経営企画室）に管理職、経営企画室長、防災担当教員は本部に参集する。決定事項を臨時職員会議で周知する。
- ③ 校長は直ちに授業を中止し、生徒及び全教職員を、靴とヘルメットと荷物を持って集合場所（視聴覚ホール※天井改修工事完了までは正面玄関吹き抜けホール）に集める。基本的に避難は八丈町が手配したバスで行う。(バスは幼稚園・保育園→小学校→中学校→高校の順で周るようになっている。) 避難は坂上に避難する場合や島外避難の場合がある。また、バスによる避難が困難になってしまった場合、八重根港や底土港まで歩いて避難する可能性もある。
※噴石等の可能性があるため屋外に出ないようにする。
- ④ 担任は生徒を安全に避難させる。その際、各フロアに設置されているトランシーバーを近くの教員が持ち出し避難する。
- ⑤ 全教職員と生徒はp41の整列隊形に並び、班ごとに人員の点呼及び本部への報告を行う。
※行方不明者がいる場合は、捜索隊を組織し、トランシーバーを用いて探し出す(捜索隊の編成は管理職がその場で即時行う)。
※二次災害を防ぐため、燃えている状況では探し出すことはせず、その状況を消防へ伝える。
- ⑥ 以降の対応は火災時⑦以降に準ずる。

(5) 大雨・台風時の対応

ア 情報収集

気象庁発表の注意報・警報（大雨・洪水・強風）や、町防災会議の方針等の発表を見て、情報収集する。

※町防災会議の情報は、町役場の総務課に問い合わせる。（2-1121）

管理職は上記判断の根拠となる資料として、気象庁等発表のデータ等を記録しておく。

イ 情報収集してからの流れ

（全日制課程・青鳥特別支援学校八丈分教室）

① 原則、全日制教務内規に従う。

「八丈島地域」に「暴風警報」または「大雨警報」（以下、警報と記載する）が発令されている場合、自宅待機とする。解除に伴う始業の判断基準は表の通りとする。

時刻	解除されている場合	解除されていない場合
午前 7時	第1時間目より始業	午前9時まで自宅待機 (通常の登校時まで警報が発令された場合も含む)
午前 9時	第3時間目より始業	午前11時まで自宅待機
午前11時	第5時間目より始業	臨時休業（授業日数から1日引く）

※警報の解除に伴って始業が決定された際、特別な事情により登校することのできない生徒については副校長と教務部で出欠席の扱いを協議し、校長が決定する。

※警報の解除に伴って始業が決定された際、日頃からバスを利用して通学している坂上地区の生徒で、特別な事情により始業時間までに登校することのできないものについてはタクシーの利用を認める。ただし、タクシーが必要な生徒は、事前に学校に連絡をする。また、下校時に帰宅手段がない場合についても同様に利用することを認める（ただし、定期考査等、学校に来る必要性がある場合などに限定し、それ以外はオンラインによる対応を基本とする）。タクシーは対象となる生徒間での乗合とし、停車位置については最寄りのバス停付近を基準とする。

（※R6 教務内規より抜粋）

- ② ①の例外として、事前の情報収集をする中で、今後生徒及び教職員に危険が及ぶ可能性が高いと判断される場合や通常の学校運営に支障をきたす場合は、本部で自宅学習（学習課題の設定）・休校・待機・帰宅指示等を協議し、校長が決定する。
- ③ 全教職員を招集し、臨時職員会議を開き、校長が決定情報を周知する。
- ④ 休校・待機等の生徒への連絡は、登校時刻前（午前6時以降警報解除）であれば、全職員協力のもと「X（旧 Twitter）」、「電話」、「ホームページ」、「Teams」、「classi」、「マチコミメール」等を用いて情報発信し、登校後であれば、担任（副担任を含めた学年団）が決定情報を周知する。
- ⑤ 青鳥特別支援学校八丈分教室は給食実施の有無について、午前9時を最終判断とし、八丈町給食センターに指示を出し、保護者へはマチコミメールで配信する。（午前9時までに解除されない場合は臨時休業とする）
- ⑥ 安全に帰宅できないと判断された場合は担任が保護者に連絡をし、引き取りを依頼する。生徒は帰宅後に学校へ電話もしくは Teams で連絡する。
- ⑦ 管理職は上記判断の根拠となる資料として、気象庁等発表のデータ等を記録しておく。

ウ 状況判断

(定時制課程)

- ① 警報（大雨・洪水・暴風）や道路封鎖、土砂災害の情報がでた時点で、三主任（教務部・生活指導部・進路指導部）と副校長が（前日の午後9時30分、当日の午後1時30分、午後4時00分）、自宅学習（学習課題の設定）・休校・待機・帰宅指示、給食実施の有無等を協議し、校長が決定する。そして、当日の午後1時30分までに栄養士に給食の食材調達についての指示を校長が出す。
※午後1時30分時点での判断には栄養士を加え「給食提供の可否」について協議する。
※警報発令時が勤務時間外に当たる場合は、校長が各方面に指示を出す。
- ② 定時制課程教員、経営企画室長、栄養士を招集し、決定情報を周知する。
定時制課程：休校・待機等の生徒への連絡は、登校時刻前（午後1時30分、午後4時）であれば担任（副担任を含めた学年団）が電話連絡網等で行い、登校後であれば、担任（副担任を含めた学年団）が、決定情報を周知する。
※道路封鎖等により登校不可能な生徒については出席停止扱いとすることができる。
※生徒には前日に緊急連絡時間を周知する。最接近時の気象庁データを元に判断し方針を決定する。
※定時制課程の生徒・保護者への連絡は、最終判断後の午後4時過ぎとする。
- ③ 登校後の場合、基本的には保護者の引き取り帰宅とし、自動車や二輪車、自転車で登校している生徒は安全に帰宅できると判断した場合は帰宅させる。安全に帰宅できないと判断された場合は、保護者に引き取りを依頼する。また保護者と連絡が取れない場合は管理職の指示によりタクシー使用簿を記入の上、タクシーを手配して使用する。タクシーに生徒のみ乗車し、各生徒宅を周回する。生徒は帰宅直後に学校へ電話連絡する。タクシー使用后、タクシー使用記録簿を経営企画室に提出する。タクシー会社は経営企画室に報告し、精算する。帰宅した全ての生徒は、安否確認のため帰宅直後学校に電話連絡する。
- ④ 管理職は上記判断の根拠となる資料として、気象庁等発表のデータ等を記録しておく。

(6) Jアラート警報発令時の対応

ア 北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性があるとして判断した場合、町の防災行政無線で警報が流れるほか、携帯電話にエリアメール・緊急速報メールが配信される。正確かつ迅速な情報収集に努め、速やかに生徒の安全を確保する。

イ メッセージが流れた場合の対応

屋外にいる場合は「できる限り頑丈な建物や地下に避難」させる。

建物がない場合は「物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る行動」を取らせる。

屋内にいる場合は「窓から離れるか、窓のない部屋に移動」させる。

2 事件・事故

(1) 校内での事故発生時の対応

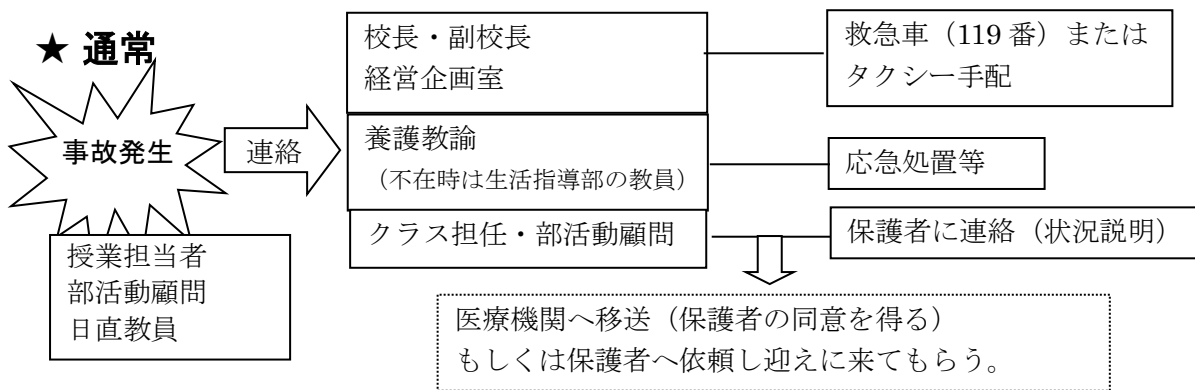
フローチャート

管理職を中心に、その場にいる全職員が協力して対処する。

AED→経営企画室前・体育館玄関 担架→保健室

- 1 学校内の連絡→管理職、担任、部活動顧問、養護教諭、生活指導部(養教不在時)
- 2 保護者に電話連絡→傷病の状況報告・医療機関への搬送の有無・送迎の依頼など
- 3 医療機関に電話連絡→生徒氏名、年齢、性別、症状を伝える。記録シートを活用。
- 4 救急車またはタクシーの手配 (生徒移送にマイカー・公用車は使用しない)

(タクシー手配は、教員は行かない。経営企画室が行く。タクシー利用時は、経営企画室から前途金を受け取り代金を支払う。その後領収書とつり銭を経営企画室に渡す。土日・夜間等経営企画室が休みの場合は、救急車を要請し、管理職に報告する)

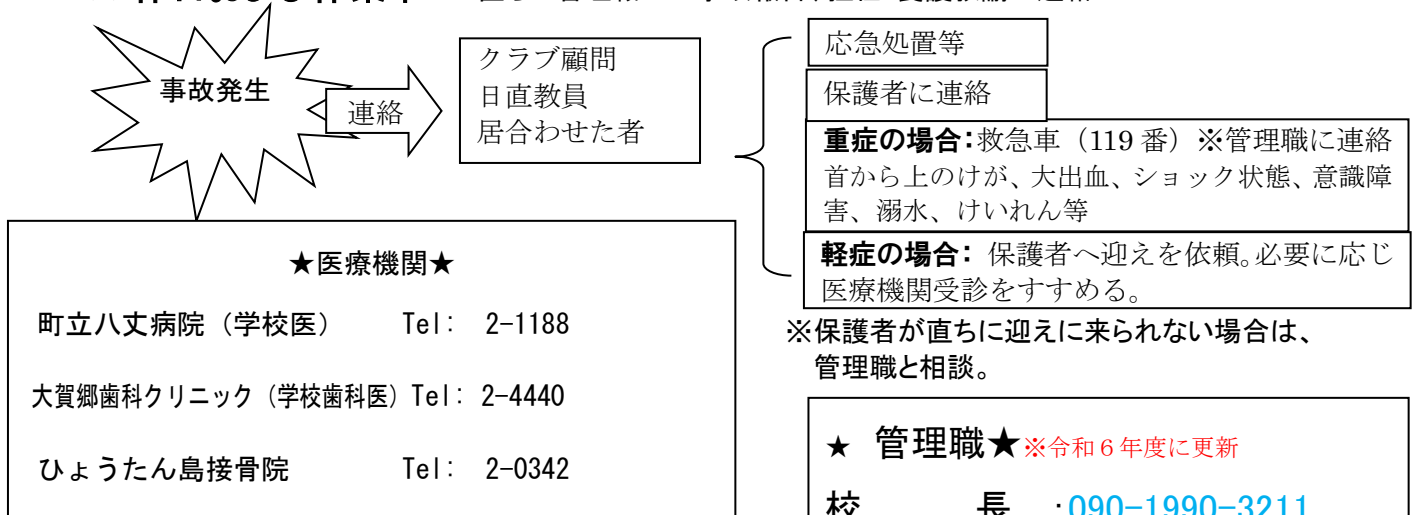


【保護者が直ちに迎えに来られず、学校から医療機関へ移送する場合】

- タクシーを利用して養護教諭と担当者(担任、クラブ顧問)等、複数で付き添う。
- 養護教諭不在時は、事故状況を把握している教員が付き添う。ただし授業で付き添いができない場合、2時間以上空き時間の教員が付き添う。
- 保護者へ引き渡したら、管理職に連絡し、学校に戻る。

★ 休日および休業中

* 直ちに管理職への事故報告、担任・養護教諭へ連絡



- ① 発見者は直ちに管理職、養護教諭、学級担任に連絡し、事故の状態・生徒の症状に応じて適切に対応する。
- ア 重篤と思われる場合は救急車を要請し、救命処置を実施する。
(発見者が付き添い、校内体制で保護者連絡 以下同様)
 - イ 頭部・頸部を負傷した場合は、救急車を要請する。
 - ウ 受診が必要と思われる場合は、直ちに町立八丈病院（2-1188）へ連絡し搬送する。
 - エ 軽傷であれば、その場で処置するか職員室（または保健室）で対応する。

【救急車要請の目安（参考）】

・呼吸停止・大量出血・ショック症状・意識不明（混濁）・頭部、頸部の損傷・骨折 等

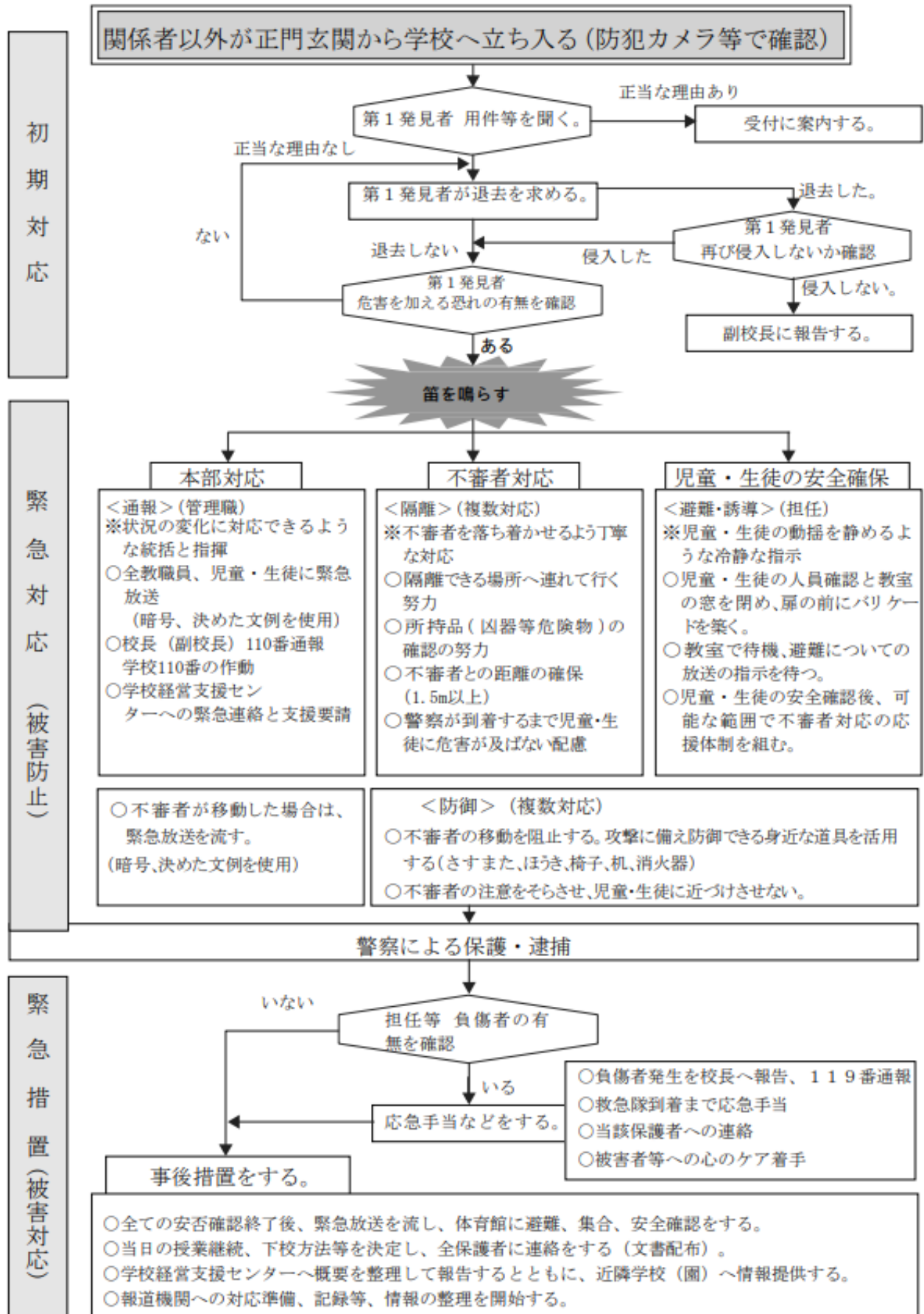
【救急車到着までの処置】

・心肺蘇生・AED・直接圧迫止血・適切な体位確保・保温・給水 等

- ② 病院搬送時には1名同乗し、状況が分かり次第、速やかに副校長に報告する。以降、状況が判明するまで及び保護者へ引き渡すまで学校との連絡を続ける。なお、状況報告の内容は時系列で記録を残す。
- ③ 付き添った者、又は担任は、症状や状況について速やかに保護者へ報告する。
- ④ 担任は、時系列による事故報告書を作成し、副校長に提出する。
- ⑤ 管理職は、中部学校経営支援センターに事故発生を報告する。以後、時系列による事故報告書を作成する。

(2) 不審者侵入時の対応

フローチャート



(東京都教育委員会『学校危機管理マニュアル』p138 より引用)

- ① 校内で見覚えのない人物を発見した場合は、声掛けをして反応を観察する。
- ② 不審者と判断したらすぐに警察に通報（２－０１１０）する。その後、応援要請し、見失わないよう注意しながら直ちに管理職へ連絡する。
- ③ 生徒の安全確保を最優先とし、不審者が生徒の目に触れることがないように留意する。
- ④ 可能な限り複数で対応し、口頭で退去を求める。
- ⑤ 校地外まで退去したことを確認し、再侵入に備えて校内巡視を行う。また、警察に状況を報告する。
- ⑥ 退去に応じない場合は、警察に通報する旨を伝える。その際、危害を加えられるおそれがあることを想定し対応する。（椅子やサスマタを活用する）。管理職は警察（２－０１１０）に通報する。
※サスマタは所定の場所にある。

(3) 交通事故等の対応

生徒の登下校時や、校外学習、授業におけるフィールドワーク等の教育活動の場面で発生する可能性がある。校外の教育活動については必ず事前に計画を管理職に報告、相談し、校長決定の上保護者へ周知して実施する。

事故発生連絡を受けた場合 まず救急への通報の確認をする。

ア 救急車要請の有無について確認する（未要請であれば早急に119番通報する）。

・救急搬送時には1名同乗する。

イ 事故対応が可能な教職員（管理職・生活指導部等）複数名が事故現場へ急行する。

ウ 救急処置（出血等の確認→気道確保→呼吸の確認→人工呼吸・心臓マッサージ・AED使用）

エ 情報収集を行う。

・負傷生徒氏名 ・目撃者の確保 ・事故の経過 ・負傷の程度

オ 学校に連絡する。

・被害生徒状況（氏名、負傷の状況、事故の経過） ・救急車の搬送先

カ 保護者に連絡する。

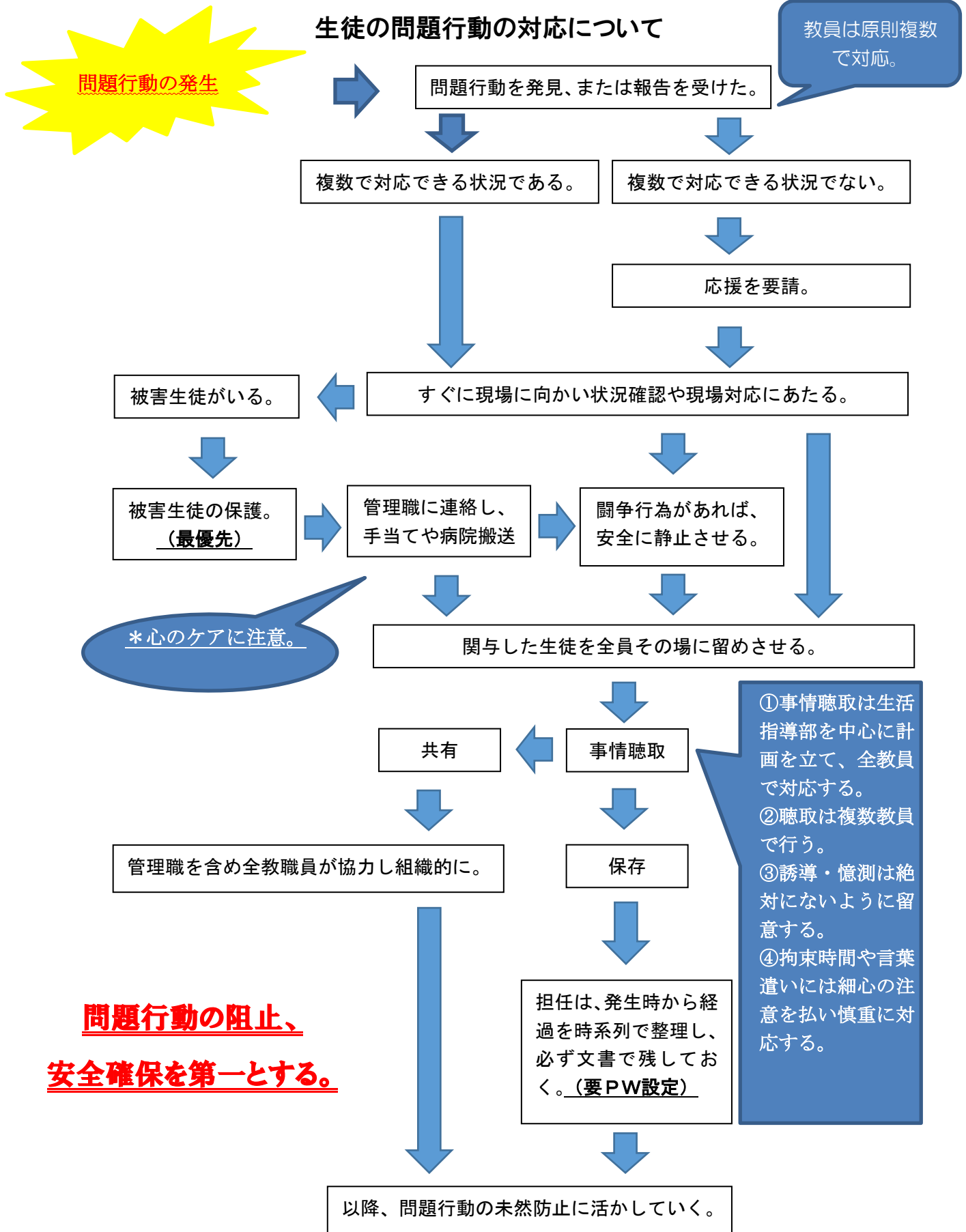
・学校にいる教員で対応し、被害生徒の状況（負傷の状況、事故の経過、搬送先）の要点を整理して説明する。

キ 管理職は、事故の第一報を中部学校経営支援センターに報告する。以後、時系列による事故報告書を作成する。

(4) 生徒の問題行動対応

フローチャート

生徒の問題行動の対応について



教員は原則複数
で対応。

問題行動の発生

問題行動を発見、または報告を受けた。

複数で対応できる状況である。

複数で対応できる状況でない。

応援を要請。

被害生徒がいる。

すぐに現場に向かい状況確認や現場対応にあたる。

被害生徒の保護。
(最優先)

管理職に連絡し、
手当てや病院搬送

闘争行為があれば、
安全に静止させる。

*心のケアに注意。

関与した生徒を全員その場に留めさせる。

共有

事情聴取

管理職を含め全教職員が協力し組織的に。

保存

- ①事情聴取は生活指導部を中心に計画を立て、全教員で対応する。
- ②聴取は複数教員で行う。
- ③誘導・憶測は絶対にならないように留意する。
- ④拘束時間や言葉遣いには細心の注意を払い慎重に対応する。

問題行動の阻止、
安全確保を第一とする。

担任は、発生時から経過を時系列で整理し、必ず文書で残しておく。(要PW設定)

以降、問題行動の未然防止に活かしていく。

問題行動の阻止、安全確保を第一とする。

- ① 問題行動を発見、または報告を受けた者は、直ちに現場に向かい状況確認や現場対応に当たる。
 - ア 闘争行為は、安全に静止させる。
 - イ 関与した生徒を全員その場に留めさせる。
- ② 被害生徒が存在する場合、被害生徒の保護を最優先とする。
 - ア 管理職に連絡し、手当てや病院搬送をする。また、心理的なケアに努める。
- ③ 事情聴取は生活指導部を中心に計画を立て、全教員で対応する。
 - ア 事実確認の聴取は複数教員で行う。
 - イ 時系列で記録を取り、内容を保存し情報を共有する。
- ④ 聴取の際は、生徒の人権を重んじる。
 - ア 事実確認に努め、誘導・憶測は絶対にならないように留意する。
 - イ 拘束時間や言葉遣いには細心の注意を払い慎重に対応する。
- ⑤ 聴取の内容は、行動の経緯について生徒本人が時系列で書いた資料を基に、不十分な部分を聴取して完成させる。
- ⑥ 担任は、発生時から経過を時系列で整理し、必ず文書で残しておく。(要PW設定)
- ⑦ 問題行動の指導は、当該生徒の学年団が生活指導部に相談の上、指導計画を立案し、管理職を含め全教職員が協力し組織的に行う。

(5) 生徒の行方不明時

① 学校内…発生 ➡ 目撃情報等、正確な情報の把握

ア 初期対応

- ・ 行方不明が発生した場合、気付いた者は直ちに職員室に連絡する。同時に、近くの教員と共にトランシーバーを用いて心当たりの場所を探索する。連絡係を置き、担任、生活指導部、副校長に連絡する。
- ・ 他の生徒の安全を確保する。

イ 第一次搜索

- ・ トランシーバーを用いて校舎内外（敷地内）を探索する。
- ・ 対策本部を設置【副校長、担任、経営企画室長】
- ・ 副校長が招集し、情報の収集及び対策に当たる。
- ・ 副校長は、校長へ行方不明の発生について、報告する。
- ・ 教員が搜索経過の記録を行う。
- ・ 他の生徒の安全を確保し、可能な範囲で授業を継続しながら搜索を継続する。校務に支障がない範囲で、他の教員も搜索に当たる。

ウ 第二次搜索（校外に出たと判断した場合）

- ・ 副校長が全体の窓口となり、関係機関や保護者等へ連絡する。
- ・ 保護者には原則自宅待機を依頼するとともに携帯電話等で確実に連絡が取れるようにする。
- ・ 搜索人員、範囲、方法等、本部の判断と指示により行う。
- ・ 搜索者は該当生徒の「緊急時連絡カード」等を活用し、情報を収集する。地図と携帯電話を所持して搜索する。また、定期的に本部へ連絡する。

エ 全職員の招集

- ・ これまでの経過と状況を踏まえ、必要がある場合は管理職の判断の下、臨時で全職員を招集し、経過の報告や今後の対応策等の情報を共有する。

オ 第三次搜索

- ・ 対策本部で、関係諸機関との対応を中心として搜索する。

カ 発見

- ・ 外傷や心的異常の有無、着衣の乱れの有無、持ち物の変化確認。発見の報告校内放送、搜索者への連絡、関係機関への報告

キ 事後処理

- ・ 事故報告書の作成（経過、原因、再発防止対策）
- ・ 関係機関へのお礼の連絡

② 登下校時…発生 ➡ 保護者や友人から情報の把握（服装、持ち物、所持金、生徒証等の有無）

ア 初期対応

- ・ 副校長に報告するとともに、学校付近の通学路、バス停、公園等を探索する。
- ・ 他の生徒の安全を確保する。

イ 第一次搜索

- ・ 対策本部を設置【副校長、担任、経営企画室長】
- ・ 副校長が招集し、情報の収集及び対策に当たる。
- ・ 副校長は、校長へ行方不明の発生について、報告する。
- ・ 教員が搜索経過の記録を行う。
- ・ 他の生徒の安全を確保し、可能な範囲で授業を継続しながら搜索を継続する。校務に支障がない範囲で、他の教員も搜索に当たる。

以下、第二次搜索以降は「(1) 学校内」と同様の対応とする。

3 疾病等

(1) 感染症の対応

「学校において予防すべき感染症」(表1)が発生した場合、直ちに全教職員で情報を共有し、全校生徒の健康状態を把握する。また、管理職は、管轄保健所、中部学校経営支援センター及び学校健康推進課へ連絡し、随時学校医と相談しながら以下の初動対応を参照し、感染を拡大させないように努める。

(表1)

＜学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準＞

学校保健安全法施行規則（令和5年5月8日一部改正）より

	病名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発しんが消えるまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんがかさぶたになるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	（条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患） 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス）など	全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止を要する場合など

ア 感染性胃腸炎等の疑いがある生徒・教職員が嘔吐した場合の処理方法

- ① 窓を開けて換気を行いながら作業する。
- ② 感染該当者の血液・体液・吐物・糞尿等を介しての感染拡大が予想されるため、吐物処理セット

を使用し、処理マニュアル（保管場所：全定青鳥分教室の職員室、園芸科職員室、経営企画室、保健室、食堂、教室棟流し）に沿って作業する。絶対に吐物に直接触れない。

- ③ 吐物を新聞紙や使い捨ての布、キッチンペーパーで覆う。
- ④ 吐物を中央に集め、ゴミ袋（ビニール性）に入れる。
- ⑤ 床等は消毒液（次亜塩素酸ナトリウム0.1%液）を布やキッチンペーパーに染み込ませ2回拭く。
- ⑦ 外側の手袋を裏返してはずし、使い捨てエプロンはゴミ袋に入れる。
- ⑧ 消毒液が残っていれば、ゴミ袋の中に入れ、感染源が飛散しないように静かに袋を縛る。
- ⑨ もう一枚のビニール袋に吐物処理後のゴミ袋を入れ、マスク、手袋（2枚目）をはずし破棄する。
- ⑩ 消毒後も30分以上の十分な換気を行う。
- ⑪ 最後に、石鹼を使用して手洗いをを行う。

イ インフルエンザについて

- ① 流行期における、38℃以上の急激な発熱、頭痛、咳、咽頭痛、鼻水、筋肉痛、関節痛がある時には、他の生徒への感染拡大を防止するため、当該生徒を保健室（定時制課程の場合教材室）などに移動させ、体温を確認し休ませる（以降は他の生徒と接触しないよう十分注意する）。
- ② 保護者に連絡を取り、状況を説明して引き取りを要請する。

ウ 集団感染の発生が疑われる場合、集団感染が発生した場合

- ① 出欠席にかかわらず同様の症状を訴えている生徒が多数認められる場合、副校長は、管轄保健所及び中部学校経営支援センター並びに学校健康推進課に報告する。
- ② 症状のない者への感染も予想されるため、帰宅については管轄保健所及び中部学校経営支援センター並びに学校健康推進課の指示に従う。
- ③ 管理職は、学校の全体的な状況が判明次第、臨時休校について中部学校経営支援センター及び学校健康推進課と協議するとともに、管轄保健所による接触者の健康調査、消毒等に協力し、保護者への適切な情報提供に努める。大規模な流行範囲、流行期間である場合は、長期の学校閉鎖も検討する。
- ④ 感染症の種類や発生状況、地域への拡大状況により、きめ細かい対応が必要なため、学校再開については、流行状況などを鑑み、随時中部学校経営支援センター及び学校健康推進課並びに管轄保健所と相談して決定する。

(2) 食中毒発生時の対応

- ① 発見者・連絡を受けた者は、管理職、養護教諭へ報告の上、生徒の症状が軽ければ、二次感染に留意しながら、保健室に運ぶ。
- ② 該当生徒に直ちに応急処置を実施し、病院への搬送を検討する。また、他の生徒についても異常の有無を確認する。
- ③ 病院に搬送する場合、担任は保護者に連絡を取り、救急車の場合は副校長が、タクシーの場合は担任が経営企画室に手配を依頼する。担任は病院まで付き添う。(八丈分教室及び定時制課程の場合は、当日の給食の献立を持参する。)
- ④ 担任は病院搬送時より逐一状況を学校に連絡する。帰校後、時系列で報告書を作成する。
- ⑤ 吐物がある場合は「吐物処理セット」を使い、手順に従って正しい方法で処理をする。
- ⑥ 中部学校経営支援センター及び健康推進課並びに所轄保健所への連絡、事故報告書の作成は管理職が行う。
- ⑦ 複数名の食中毒が疑われる場合または確認された場合には、速やかに中部学校経営支援センター及び健康推進課並びに保健所に報告するとともに、原因を究明し、再発防止に努める。

(3) 食物アレルギー症状を発症した場合の対応

本校では入学時に食物アレルギーについての調査を実施し、生徒の実態把握を行っている。予防的対応として、生徒のアレルゲン物質・エピペン使用者の把握と共通理解が必要である。

① 食物アレルギーによる症状への対応

アレルゲンを含む食品を口に入れた時には、直ちに口から出させ、口をすすがせる。

アレルゲン物質を大量に摂取した時には、直ちに病院に搬送し適切な処置を受けさせる。

② アナフィラキシーの緊急対応

緊急性の高いアレルギー症状、特にショック症状が発現している生徒がいる場合は、直ちに救急車等を手配し、その場から動かさない。反応・呼吸がなければ心肺蘇生・AEDを実施する。また、該当生徒がエピペンを処方されている場合は、直ちにエピペンを使用する。

〈解説〉アナフィラキシー

即時型アレルギー反応の一つ。多臓器に症状が現れ、時にショック症状として頻脈、虚脱状態、意識障害、血圧

低下などを引き起こす。例) 顔色が悪い、ぐったりしている、呼びかけに応答しない、またはかすかに応答する

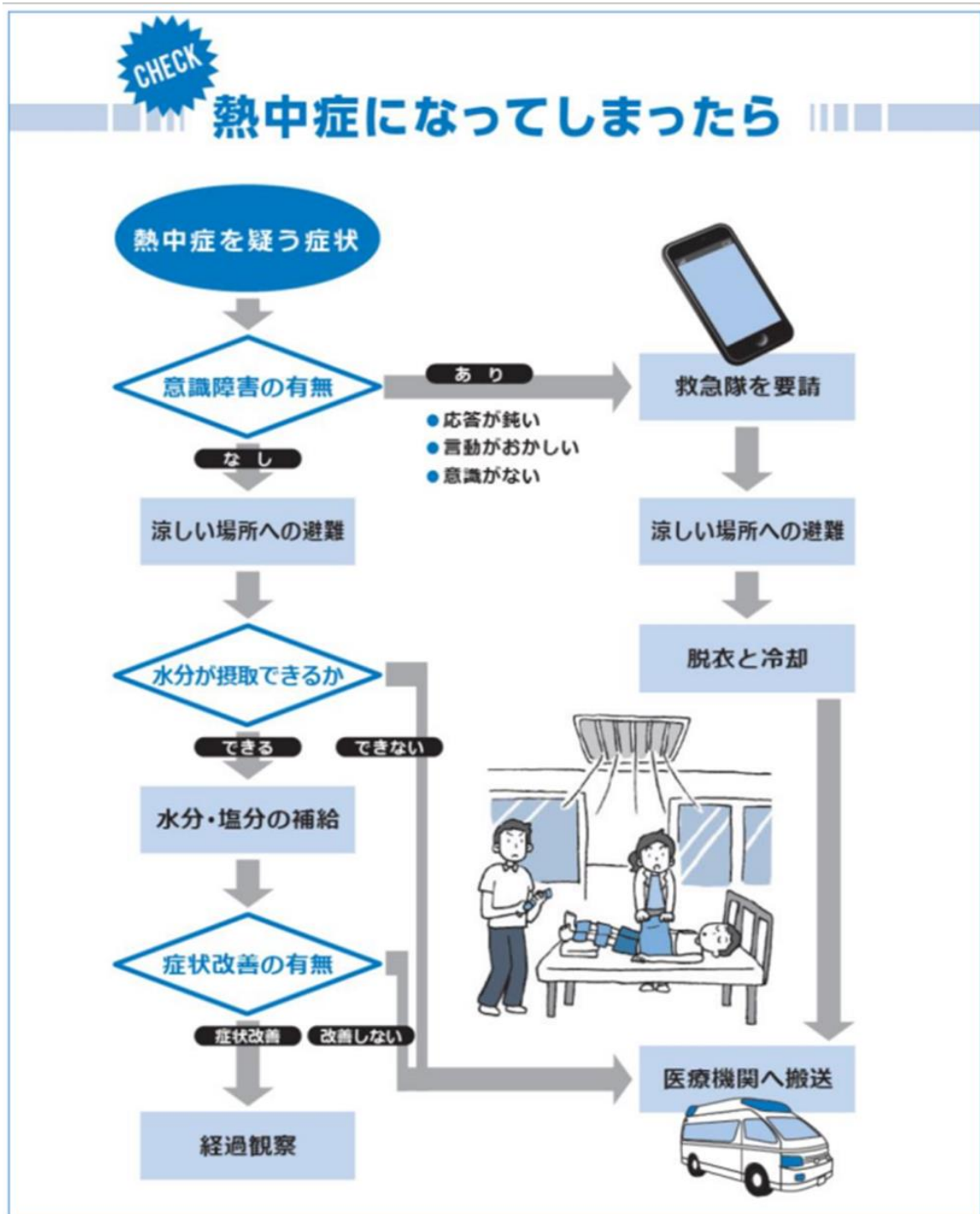
〈参考文献〉 「食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル小・中学校編」(日本学校保健会)

(4) 熱中症の対応

熱中症とは、暑い環境で発生する障害の総称である。熱中症の発生には、気温・湿度・風速・輻射熱(直射日光等)の環境要因が関係している。同じ気温でも湿度が高いと危険性が高くなり、また、運動強度が強いほど身体の熱の発生も多く、熱中症の危険性も高まる。

万一熱中症が疑われる状況が発生した場合は、その症状に応じて、救急搬送をためらうことなく、迅速な対応を行う。

フローチャート



出典「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」公益社団法人日本スポーツ協会（令和元年）

ア 熱中症の症状

熱中症の重症度を「具体的な治療の必要性」の観点から、Ⅰ度（現場での応急処置で対応できる軽症）、Ⅱ度（病院への搬送を必要とする中等症）、Ⅲ度（入院して集中治療の必要性のある重症）の分類を行う。

重症度を判定するときに重要な点は、意識がしっかりしているかどうかである。少しでも意識がおかしい場合には、Ⅱ度（中等症）以上と判断し病院への搬送が必要であり、「意識がない」場合は、全てⅢ度（重症）に分類し、絶対に見逃さないことが重要である。また、必ず誰かが付き添って、状態を見守るようにする。

表 2-1 熱中症の症状と重症度分類
(出典：日本救急医学会熱中症診療ガイドライン2015を改変)

	症状	重症度	治療	臨床症状からの分類
Ⅰ度 (軽症) (応急処置と見守り)	めまい、立ちくらみ、生あくび 大量の発汗 筋肉痛、筋肉の硬直(こむら返り) 意識障害を認めない(JCS=0)	↑	通常は現場で対応可能 →冷所での安静、 体表冷却、経口的 に水分とNaの補給	熱けいれん 熱失神
Ⅱ度 (中等症) (医療機関へ)	頭痛、嘔吐、 倦怠感、虚脱感、 集中力や判断力の低下 (JCS≤1)		医療機関での診察 が必要→体温管理、 安静、十分な水分 とNaの補給(経 口摂取が困難な ときには点滴にて)	熱疲労
Ⅲ度 (重症) (入院加療)	下記の3つのうちいずれかを含む (C)中枢神経症状(意識障害 JCS≥2、小脳症状、痙攣発作) (H/K)肝・腎機能障害(入院経過 観察、入院加療が必要な程度 の肝または腎障害) (D)血液凝固異常(急性期DIC 診断基準(日本救急医学会)にてDIC と診断)⇒Ⅲ度の中でも重症型		入院加療(場合により 集中治療)が必要 →体温管理 (体表冷却に加え 体内冷却、血管内 冷却などを追加) 呼吸、循環管理 DIC治療	熱射病

軽症の症状が徐々に改善している場合のみ、現場の応急処置と見守りでOK

中等症の症状が現れたり、軽症にすぐに改善が見られない場合、すぐ病院へ搬送(周囲の人が判断)

↓

重症かどうかは救急隊員や病院到着後の診察・検査により診断される

※Ⅰ度を軽症、Ⅱ度を中等症、Ⅲ度を重症として示しました。

イ 熱中症の対応

① 涼しい環境への避難

風通しのよい日陰や、クーラーが効いている室内等に避難させる。傷病者が女性の場合には、②の処置の内容を考慮して、同性(女性)の方を含めて救護する。ただし、重症など急を要する場合は、救護作業を優先させる。

② 脱衣と冷却

<意識障害があるなど、Ⅲ度(重症(熱射病))の場合の対処>

(ア) 運動時または運動後の場合

スポーツや運動の場での労作性熱射病(何らかの意識障害)が疑われる場合は、水道につないだホースで全身に水をかけ続ける「水道水散布法」。

※全身を氷水(冷水)に浸ける「氷水浴/冷水浴法」が最も体温低下率が高く、救命につながる事が知られているが、必ず医療有資格者を事前に配置し、直腸温を継続的にモニターできる人的・物的環境が整った状況で実施する必要がある。

(イ) 室内の場合

- ・体表冷却や環境の冷房を実施する。

<Ⅰ度(軽症)、Ⅱ度(中等症)の場合の対処>

(ア) 衣服を緩め、水分と塩分を補給(女性の場合、同性の救護者が対応)

(イ) 皮膚を濡らしてうちわや扇風機で扇ぐ。

(ウ) 氷やアイスパックなどで前頸部(首の付け根)の両側脇、腋窩部(脇の下)、鼠径部(大腿の付け根の前面、股関節部)に広く当てて、皮膚直下を流れている血液を冷やす。

(エ) 最初から症状が強い場合、嘔吐、吐き気などで水分補給ができない、処置をしても症状がよくなる場合には、病院に搬送する。(中等症)

③ 水分・塩分の補給

- (ア) 冷たい水を持たせて、自分で飲ませる。大量の発汗があった場合には、汗で失われた塩分も適切に補える経口補水液やスポーツドリンク等を飲ませる。
- (イ) 「呼びかけや刺激に対する反応がおかしい」、「答えがない（意識障害がある）」時には誤って水分が気道に流れ込む可能性がある。また、「吐き気を訴える」ないし「吐く」という症状は、すでに胃腸の動きが鈍っている証拠であるため、口から水分を飲んでもらうのは禁物である。すぐに、病院での点滴が必要である。

④ 医療機関へ運ぶ

- (ア) 自力で水分の摂取ができない場合は、塩分を含め点滴で補う必要があるため、緊急で医療機関に搬送することが最優先の対処方法である。
- (イ) 実際に、医療機関を受診する熱中症の 10%弱がⅡ度またはⅢ度で、医療機関での輸液（静脈注射による水分の投与）や厳重な管理（血圧や尿量のモニタリング等）、肝障害や腎障害の検索が必要となる（以下の内容は医療機関に伝える内容になるため、内容をおさえておく）。

熱中症の疑いがある患者について医療機関が知りたいこと（分かる範囲で記入して下さい）

①様子がおかしくなるまでの状況

- ・食事や飲水の摂取（十分な水分と塩分補給があったか） 無 有
- ・活動場所 屋内・屋外 日陰・日向
- ・気温（ ）℃ 湿度（ ）% 暑さ指数（ ）℃
- ・何時間その環境にいたか （ ）時間
- ・活動内容
（ ）
- ・どんな服装をしていたか（熱がこもりやすいか）（ ）
- ・帽子をかぶっていたか 無 有
- ・一緒に活動・労働して通常と異なる点があったか
（ ）

②不具合になった時の状況

- ・失神・立ちくらみ 無 有
- ・頭痛 無 有
- ・めまい（目が回る） 無 有
- ・のどの渇き（口渴感） 無 有
- ・吐き気・嘔吐 無 有
- ・倦怠感 無 有
- ・四肢や腹部のこむら返り（痛み） 無 有
- ・体温 （ ）℃ [腋下温、その他（ ）]
- ・脈の数 不規則 速い 遅い（ ）回/分
- ・呼吸の数 不規則 速い 遅い（ ）回/分
- ・意識の状態 目を開けている ウウトしがち 刺激で開眼 開眼しない
- ・発汗の程度 極めて多い（だらだら） 多い 少ない ない
- ・行動の異常（訳のわからない発語など） 無 有
- ・現場での緊急措置の有無と方法 無 有（方法： ）

③最近の状況

- ・今シーズンいつから活動を始めたか（ ）日前（ ）週間前（ ）月前
- ・体調（コンディション・疲労） 良好 平常 不良
- ・睡眠が足りているか 充分 不足
- ・風邪を引いていたか 無 有
- ・二日酔い 無 有

④その他

- ・身長・体重 （ cm kg）
- ・いままでに熱中症になったことがあるか 無 有
- ・いままでにした病気【特に糖尿病、高血圧、心臓疾患、その他】
病名（ ）
- ・現在服用中の薬はあるか 無 有
種類（ ）
- ・酒やタバコの習慣はあるか 無 有
量（ ）

※東京都教育委員会『学校健康危機管理マニュアル』 p 7 8

環境省『熱中症環境保健マニュアル 2022』 p 2 8 を参照

4 個人情報等の保護と管理について

- (1) 個人情報の管理は、組織・個々の教員の段階で細心の注意を払う。
- (2) 情報漏洩防止のため、自宅でのファイル交換ソフト（代表例 Winny）は使用禁止とする。
- (3) 私物USBメモリやSDカード、私物PC等の学校内への持ち込み・使用は禁止とする。
- (4) 登録USBは貸出記録簿に記入し、管理職から許可を得た上で使用する。
- (5) 個人情報の内・外部とのやりとりは、個人情報授受簿に記入し、管理職の許可を得る。
- (6) 通知表は、絶対に持ち帰らない。
- (7) 教務手帳は、引出しやロッカーに鍵を掛けて管理する。
- (8) 情報の紛失・漏洩等の可能性がある場合は即座に管理職に報告する。
- (9) 不要な生徒の個人情報は収集、蓄積しない。
- (10) 生徒指導票、緊急時連絡カード等の内容は毎年見直す。
- (11) 生徒・保護者、地域から寄せられた意見・要望・苦情等は、内容にかかわらず管理職に報告し、学校組織として迅速に対応する。

5 避難所としての学校運営 八丈町避難所運営マニュアルを参考

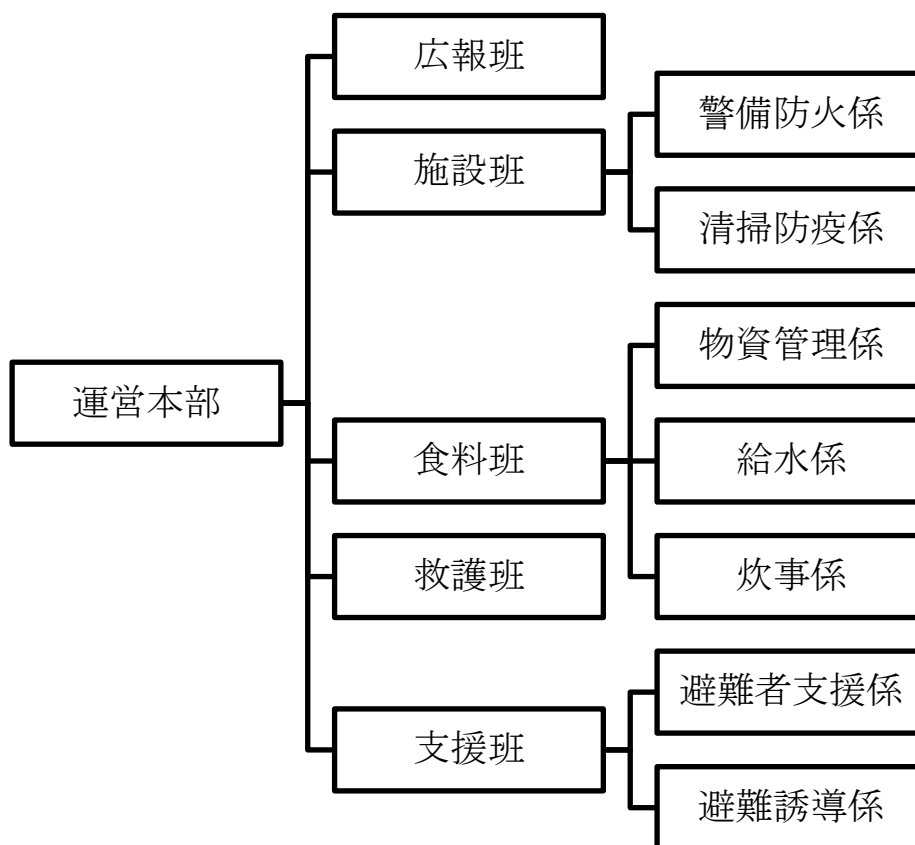
(1) 学校が避難所となる場合の基本的な考え方

学校は教育施設であるが、災害が発生した場合、避難所として重要な役割を果たすことになる。災害時における教職員の第一義的な役割は、生徒の安全を確保するとともに、学校教育活動の早期正常化に向けて取り組むことであり、避難所運営は町災害対策担当が主体となって行うものである。しかしながら、学校が避難所となった場合、災害応急対策が円滑に行われるよう、教職員及び生徒は避難所の運営について、必要に応じて積極的に協力する。

① 運営体制

運営体制を定める場合には、町災害対策担当の職員が配置されるまでの間、避難所運営に係る業務の全部又は一部について対応することを想定した体制とし、具体的な対応方策についても定めておく必要がある。この場合、生徒が在校中に学校が避難所となり、生徒への対応と避難者への対応とが同時に求められる場合も想定しておく必要がある。

なお、避難所で行う業務内容は町災害対策担当から校長が指示を受け、校長がそれぞれの担当に業務を割り振る。(それぞれの担当業務は (2) 避難所の運営組織 p 34 に記載)



※「運営本部」「広報班」「施設班」「食料班」「救護班」「支援班」の6つをまとめて「避難所支援班」とする。

② 初動態勢

校長をはじめ各教職員が早急に参集できず、避難所の運営を当初の計画のとおり行えない場合があっても、参集した教職員により少なくとも次のような業務を行う必要がある。

ア 校内にいる生徒の安否確認、避難経路の確保及び避難誘導

イ 避難者の受け入れ、誘導（特に高齢者や障害のある方への配慮を忘れずに）

※避難者名簿を活用すること。

ウ 救命、救急処置

エ 都教育委員会災害対策本部、町災害対策担当等との連絡、情報確認

オ 情報連絡体制の整備及び避難者への情報伝達

カ 備蓄物資の配給

キ 校内の消火・巡視

また、地域緊急連絡員と協力し、初期態勢を迅速に整える。

③ 学校施設の使用

避難所となる場合の学校施設の使用は、令和2（2020）年の八丈町との協定に基づき、武道場とする。（必要に応じて体育館を開放する）普通教室は、災害対策上やむを得ない場合に限り、適宜開放することとするが、学校教育活動の再開に備え、一定数は確保することが大切である。また、理科室などの特別教室は、薬品など危険物が置かれているため、原則として避難者収容のためのスペースとしては使用しないことが望ましい。

※都立学校は基本的に災害時帰宅支援ステーション（帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設）になるが、本校は島の学校のため、災害時帰宅支援ステーションではない。

(2) 避難所の運営組織

① 運営本部

・主な担当内容

- ア 避難所総括責任者を中心に各種状況の判断、対策の決定および指示・命令の発令
- イ 避難所運営会議の設置
- ウ 都教育委員会への対応・渉外全般の対応
- エ ボランティア（団体・個人）への対応

・教職員の対応

- ア 学校災害対策本部設置
- イ 本部の中に避難所支援班を設置
- ウ 避難所支援班の構成人数の決定
- エ 地元の自主防災組織や町災害対策担当の職員との協力体制の確立
- オ ボランティアの受入準備・名簿作成及び活動拠点の準備
- カ 専門ボランティアへのコーディネーター依頼

② 広報班

・主な担当内容

- ア 災害情報、安否情報、被災情報、生活情報等の収集・伝達およびデマの防止
- イ 関係機関への連絡。避難者名簿の作成・管理
- ウ 避難所広報誌・広報板等の作成
- エ テレビの設置

・教職員の対応

- ア 連絡用看板の設置。避難者用緊急電話の早急な設置依頼及び場所の提供
- イ メディアと連携しての情報収集及び情報提供

③ 施設班（警備防火係）

・主な担当内容

- ア 被害状況その他異常事態の把握と本部への連絡
- イ 火災の初期消火、出火防止の広報、火災への警戒、被災地区点検
- ウ 危険箇所の発見・周知、防犯（警察と連携）

・教職員の対応

- ア 開放可能区域、立入禁止区域の明示
- イ 緊急車両やヘリコプター発着のスペース確保（10年に1回自衛隊含めた訓練実施）
- ウ 高齢者や障がいのある方等などへの優先的配慮（優先区域順への割り当て等）

④ 施設班（清掃防疫係）

・主な担当内容

- ア 避難施設の清掃、トイレ、ゴミ処理（全員の当番制）
- イ 防疫に関する保健所等との連絡調整及び消毒の実施

・教職員の対応

- ア トイレ・ゴミ集積所の管理
- イ 食中毒や感染症防止のための衛生的配慮

⑤ 食糧班（物資管理係・給水係・炊事係）

・主な担当内容

- ア 物資管理係：救援物資の受け取り・保管・管理・配分
- イ 給水係：飲料水の確保配給
- ウ 炊事係：炊事、食事の配給（全員の当番制）

・教職員の対応

- ア 食料・医療物資等の市町村対策本部への要請
- イ 食事、救援物資の配給経路の把握（備蓄倉庫の定期的な確認）
- ウ 高齢者・障がいのある方等や非常持出品のない家庭への配慮。配給時のトラブル回避
- エ 要請に基づく調理室、給食室等の提供
- オ 献立への助言

⑥ 救護班

・主な担当内容

- ア 負傷者の救護
- イ 重傷者の搬送

・教職員の対応

- ア 負傷者の救護
- イ 重傷者の搬送
- ウ 学校医・地域の医師会との連携

⑦ 支援班（避難者支援係・避難誘導係）

・主な担当内容

- ア 避難所居住区域の安全確保
- イ メンタルケア
- ウ 第二次避難（校外）への対応（避難場所、避難路の安全確認）

・教職員の対応

- ア 避難所使用上のマナーと一般的注意の徹底
- イ 高齢者・障がいのある方への配慮（トイレや食事、移動時等の配慮）
- ウ 生活上の基本ルールについての助言

※生徒は可能な限り、上記の避難所業務に参加させる。

(3) 運営の在り方

町災害対策担当 **避難所の設置・運営についての責任を有する立場。**

- ・管理責任者となる行政職員の学校への派遣。
- ・医師等の学校への派遣。
- ・救援物資の配給・生活環境改善。
- ・災害救援ボランティアの派遣。

学 校 **避難所設置・運営協力・援助。生徒の安全確保が第一の役割。**

- ・初動活動－開放施設の決定と避難者の受け入れ、誘導。
- ・町災害対策担当などとの連絡、情報確認。
- ・避難所運営

都教育委員会 **避難所の円滑な運営、学校機能の速やかな回復が可能となるよう学校を支援する立場。**

- ・学校と担当部局のパイプ役として避難所運営に係る学校の要望に関する連絡調整を行う。
- ・学校とボランティアが有効に連携できるよう調整し、都内外の教職員を派遣する。

★三者が運営上の様々な要請や連絡調整を行うことで避難所運営が円滑に進む。また、避難者の生活向上や学校の負担軽減、学校機能の早期回復が期待できる。

(4) 避難所一覧・防災ダイヤル

防災ダイヤル			
火事・救急の通報		避難所一覧	
119		地域	電話番号
警察関係への通報		名称	所在地
110		三根	三根 347
			2-2330
			三根 341
			2-0226
			三根 4655
			2-0244
			三根 1763
			2-0729
			三根 505-1
			2-2421
			三根 26
			2-0797
			三根 2
			2-4529
防災機関		大賀郷	大賀郷 3060
連絡先	電話番号		2-0963
八丈町役場	2-1121		大賀郷 15
八丈町教育委員会	2-7071		2-0033
八丈島警察署	2-0110		大賀郷 3073
八丈町消防本部	2-0119		2-0127
八丈支庁	2-1111		大賀郷 3020
水道のこと	2-1128		2-1181
電気のこと	2-0009		大賀郷 3020
電話のこと	113		2-1245
			大賀郷 71
			2-0724
			大賀郷 2551-2
			2-1121
		檜立	檜立 2027
			7-0003
			檜立 2035
			-
		中之郷	中之郷 2613
			7-0002
			中之郷 2474
			7-0017
			中之郷 2474
			7-0057
			中之郷 2612 - 1
			7-0083
			中之郷 2612
			-
		末吉	末吉 633
			8-1003
			末吉 2648
			8-0302

5 その他

- (1) この「危機管理計画・危機管理の手引き」は毎年見直しを行い、学校の実態に応じて改善・充実を図ることとする。また、年度当初に全教員に周知し、全員で内容を確認する。
- (2) 「危機管理計画・危機管理の手引き」は1部を職員室内に掲示する。

第3部 緊急連絡時の要点・緊急連絡先一覧・火元責任者・整列隊形

1 緊急連絡時の要点（状況や必要事項の記録を残して説明の基礎資料にする）

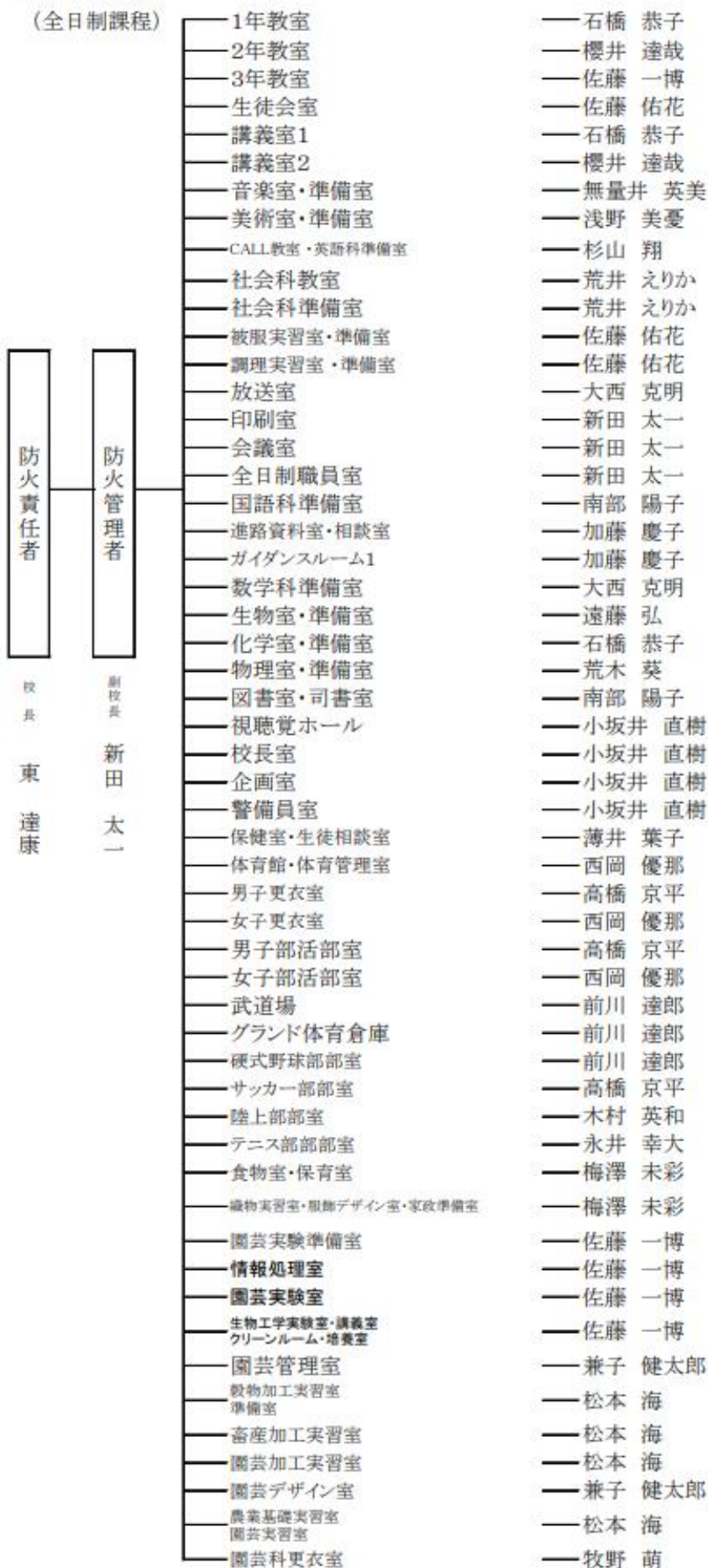
- ア 学校名 東京都立八丈高等学校
東京都立青鳥特別支援学校八丈分教室
- イ 住 所 八丈町大賀郷3020
- ウ 電 話 04996-2-1181
04996-2-1245（青鳥特別支援学校八丈分教室）
- エ 連絡者 本人氏名
- オ 概 要 簡潔に、明確に、要点を整理して説明する。
※ア～オの内容は、緊急連絡の状況により臨機応変に対応する。

2 緊急連絡先一覧

八丈町消防本部	04996-2-0119	
八丈島警察署	04996-2-0110	
町立八丈病院	04996-2-1188	（学校医・内科 木村 義和）
大賀郷歯科クリニック	04996-2-4440	（学校歯科医 菊池 一江）
島しょ保健所八丈島出張所	04996-2-1291	
八丈町役場	04996-2-1121	
八丈町教育委員会	04996-2-7071	
子ども家庭支援センター	04996-2-4300	
東京都教育委員会		
（高等学校教育指導課）	03-5320-6844	
（特別支援教育指導課）	03-5320-6847	
（学校健康推進課）	03-5320-6877	
中部学校経営支援センター	03-3469-9794	
青鳥特別支援学校（本校）	03-3424-2525	

3 火元責任者

(3)火元責任者 (全日制課程)



(3) 火元責任者
(定時制課程)

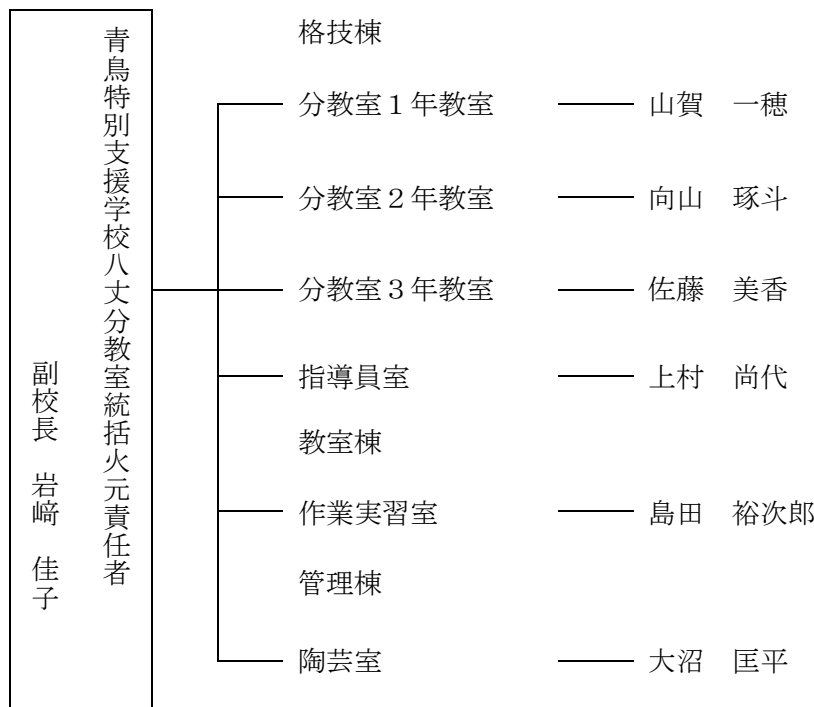
防火責任者	防火管理者	1年教室	佐藤 美波
		2年教室	増田 潔
		3年教室	鈴田 耕大
		4年教室	石橋 泰二
		音楽室・準備室	荒井 岳大
		美術室・準備室	荒井 岳大
		女子更衣室	佐藤 美波
		被服実習室	石橋 泰二
		調理実習室	石橋 泰二
		放送室	荒井 岳大
		社会科教室	増田 潔
		進路指導室	宮川 友里
		図書室・司書室	宮川 友里
		生物室・準備室	荒井 岳大
		化学室・準備室	荒井 岳大
		物理室・準備室	荒井 岳大
		自習室	宮川 友里
		CALL教室	宮川 友里
		定時制生徒会室	石橋 泰二
		天体観測室	荒井 岳大
		体育館	佐藤 美波
		武道場	佐藤 美波
		グランド体育倉庫	富永 一哉
		定時制職員室	中三川 正美
		定時制教材室	中三川 正美
		会議室	中三川 正美
		校長室	中三川 正美
		企画室	中三川 正美
		警備員室	中三川 正美
		給食室・厨房	帆足 祥子
		保健室	富永 一哉
		生徒相談室	富永 一哉
		印刷室	中三川 正美

校長 東 達康

副校長 中三川 正美

火元責任者

(青鳥特別支援学校八丈分教室)



4 避難時の整列隊形

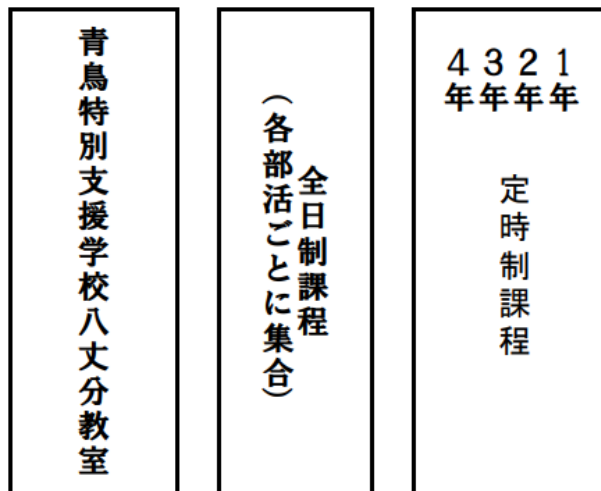
令和6年度 避難時職員名票						
(全日制活動時間)						
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 本部 ☆東校長 ★新田副校長 ★中三川副校長 ★岩崎副校長 4名 </div>						
★(☆)の人が副校長に人員確認の報告をする。						
救護班	救護班	警戒班	非常搬出班	通報班	初期消火班	避難誘導班
定時制教職員 スクールカウンセラー(定) アシスタント(定)	通務・講師	生活 スクールカウンセラー 部活動指導員	教務・アシスタント	企画	企画・技能	担任
★富永 ☆石橋(泰) 佐藤(美波) 増田 鈴木 宮川 荒井(岳) 宮木 福田 (9名)	★加藤(慶) ☆杉山 永井 荒井(え) 梅澤 荒木 菊池(双) 中込 浅野美 無量井 吉浜 加藤(太) (12名)	★前川 ☆西岡 佐藤(佑) 阿由葉 薄井 牧野 前田 ライアン ジョーディー 竹花 福田 大賀 川崎 渡邊 大澤(萌) 千葉 小栗 笹本 菊池(孝) 大沢(敏) (20名)	★田崎 ☆高橋 南部 大西 小林 伊藤 佐藤(昌) 相馬 神部 萩原 (10名)	★小坂井 ☆真田 田中(早) 石田 嶋 帆足 (6名) ※分教室の先生は クラスにつく 大沼 上村 佐藤(美香) 山賀 島田 向山 深水 (7名)	★小出 ☆金子 佐藤(誠) 野坂 (4名)	★佐藤(一) ☆高萩 ☆遠藤 ☆櫻井 ☆木村 ☆兼子 ☆石橋(恭) ☆野田 ☆松本 (9名) (担当クラスにつく)
総人員数81名(校長、全日制52名、定時制10名、青鳥8名、企画・技能10名) ※講師・部活度指導員・アシスタント等は勤務外の場合あり。						

令和6年度 定時制課程活動時における避難整列隊形

本部

- ☆東校長
- ★新田副校長
- ★中三川副校長
- ★岩崎副校長

各課程代表が定時制副校長に人員の報告をする。

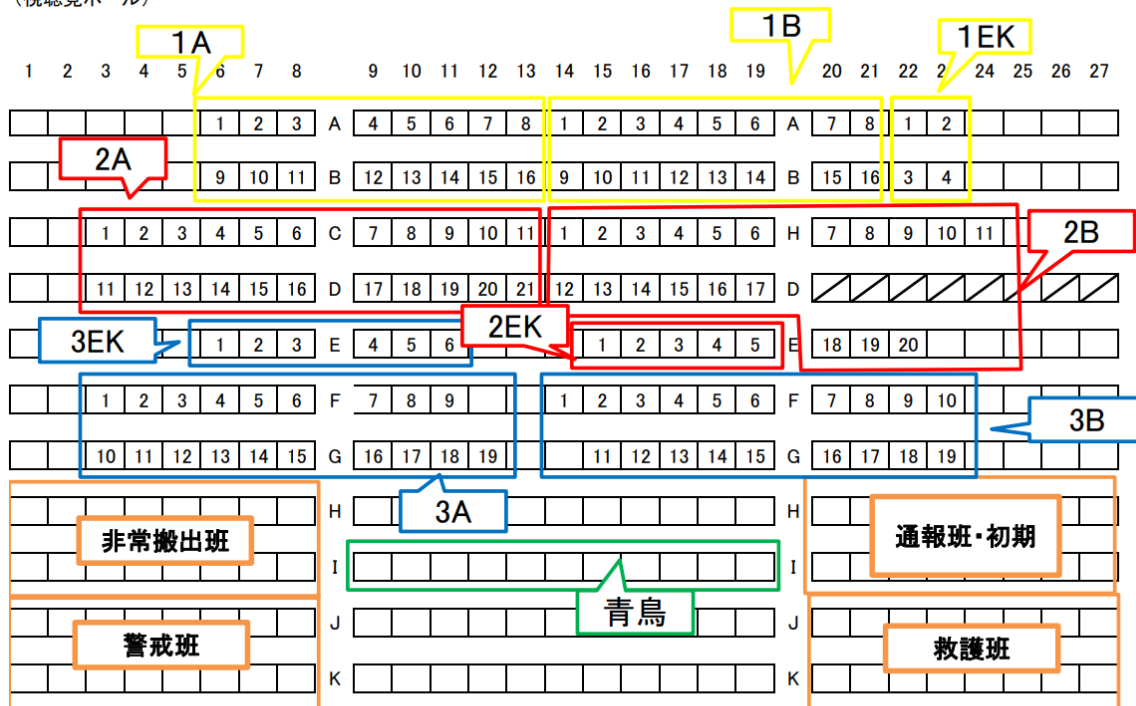


青島特別支援学校八丈分教室・全日制課程は、生徒の活動状況及び教員の勤務状況に応じて整列し、点呼を取る。

p

※視聴覚ホール集合時隊形（天井改修工事完了までは正面玄関吹き抜けホール）

（視聴覚ホール）



※避難誘導班は担当クラスにつくこと。

～参考資料～

- ・八丈町防災情報『八丈町地域防災計画』

<https://www.town.hachijo.tokyo.jp/kakuka/soumu/bosai.html#11>

- ・東京都防災ホームページ『八丈町火山避難計画』

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1023240/1023262/index.html>

- ・東京都防災ホームページ『地域防災計画』

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000061/1000903/index.html>

- ・東京都教育委員会『学校危機管理マニュアル』

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/document/safety/crisis_management_manual.html

- ・東京都教育委員会『学校健康危機管理マニュアル』

https://portal.taims.tocho.local/sites/1189/Lists/kyo_togaku_1019/Attachments/386/00%EF%BC%88%E5%85%A8%E4%BD%93%E3%83%AA%E3%83%B3%E3%82%AF%E7%84%A1%EF%BC%89R5%E5%8D%B1%E6%A9%9F%E7%AE%A1%E7%90%86%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB.pdf

- ・文部科学省『学校安全』

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289303.htm

- ・環境省『熱中症環境保健マニュアル 2022』

https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php

- ・文部科学省『学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き』

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm

- ・厚生労働省『熱中症を防ぐために知っておきたいこと 熱中症予防のための情報・資料サイト』

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/

- ・東京都教育委員会『熱中症対策ガイドライン』

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/content/physical_training_and_club_activity/files/accident_prevention/heatstroke_guidelines.pdf

- ・東京都教育委員会『安全教育プログラム』

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/content/safety_education_program.html

- ・内閣府『避難所運営ガイドライン』

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1604hinanjo_guideline.pdf

※上記参考資料は、本計画に記載されている順に対応している。